

「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」を踏まえた対応について

平成 30 年 6 月 22 日付医政地発 0622 第 2 号「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」を踏まえ、今後、次のとおり対応する。

1 地域医療構想アドバイザーについて

- ・ 調整会議の議論を活性化するため、地域医療構想アドバイザーを設置する。
- ・ 地域医療構想アドバイザーは、今年度下期から調整会議に出席し、次の主な役割に応じて、議論が活性化するよう技術的助言を実施する。

(アドバイザー及び主な役割)

氏名	杉野 法広（山口大学医学部附属病院長）
役割	地域医療面及び病院経営面からの助言 ・ 地域における医療機能の確保（病院） ・ 地域の病院の役割分担、連携体制の構築 （医療機能の集約化、分化・連携、病床規模の適正化、 診療機能の集約化、分化・連携） ・ 医師確保等による医療提供体制の構築 （医師不足地域での医師確保等）
備考	・ 宇部・小野田圏域を除く
氏名	前川 恭子（県医師会地域医療担当理事）
役割	地域医療面からの助言 ・ 地域における医療機能の確保（診療所） ・ 在宅医療等の病院・診療所間の連携体制の構築
備考	—
氏名	岡 紳爾（県立病院機構理事長）
役割	地域医療面及び保健医療行政からの助言 ・ へき地医療等の地域保健医療体制の構築
備考	・ 山口・防府圏域を除く

2 都道府県単位の地域医療構想調整会議について

今年度下期に開催する山口県医療審議会を活用し、構想区域を越えた広域での調整が必要な事項等について、協議する。

(協議事項)

- ・各構想区域における調整会議の運用に関すること
(調整会議の協議事項、年間スケジュール等)
- ・各構想区域における調整会議の議論の進捗状況に関すること
(具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況等)
- ・各構想区域における調整会議の抱える課題解決に関すること
(参考事例の共有等)
- ・病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること (提供的な基準等)
- ・構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること
(高度急性期の提供体制等)

(山口県医療審議会委員)

区分	役職名	氏名
医療側	山口県医師会会长	河村 康明
	山口県歯科医師会会长	小山 茂幸
	山口県薬剤師会会长	中原 靖明
	山口県病院協会会长	木下 毅
	山口県医療法人協会会长	神徳 真也
	山口県精神科病院協会会长	水津 信之
	山口県看護協会会长	西生 敏代
受療側	山口県国民健康保険団体連合会常務理事	作間 正一
	山口県労働者福祉協議会専務理事	古都 昇
	山口県連合婦人会会长	藤家 幸子
	山口県老人クラブ連合会理事	西村 知子
	山口県地域活動連絡協議会副会長	安光 真裕美
	山口県地域消費者団体連絡協議会副会長	西岡 フミエ
	山口県介護支援専門員協会副会長	橘 康彦
学識経験	山口大学医学部附属病院病院長	杉野 法広
	山口大学医学部附属病院特命教授 医療人育成センター 副センター長	黒川 典枝
	山口県立大学副学長	田中 マキ子

医政地発0622第2号
平成30年6月22日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成に向けては、都道府県が医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるよう、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「2月7日付け課長通知」という。）において、開設主体に応じた地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における協議の進め方を示したところである。

この進め方に基づき、地域医療構想調整会議における協議を行うに当たっては、地域医療構想調整会議の事務局において、医療関係者と十分に意見交換を行った上で、データの整理を行い、地域の実情にあった論点の提示を行う等、地域医療構想調整会議における議論を活性化するための取組を実施していくことが重要である。

このため、地域医療構想調整会議における議論を一層活性化するための方策について、下記のとおり整理したので、貴職におかれでは、これらの整理について御了知いただいた上で地域医療構想の達成に向けた検討を進めるとともに、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に周知願いたい。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に継続して集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める」とされていることを踏まえ、地域医療構想の達成に向け、引き続きその対応に遺漏なきを期されたい。

記

1. 都道府県単位の地域医療構想調整会議について

（1）協議事項等

都道府県は、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援する観点から、都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置し、次の事項について協議すること。

ア. 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関する事項（地域医療構想調整会議の協議事項、年間スケジュールなど）

- イ. 各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関するこ
(具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況など)
- ウ. 各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関するこ
(参考事例の共有など)
- エ. 病床機能報告等から得られるデータの分析に関するこ (定量的な基準な
ど)
- オ. 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関するこ (高度急性期の提
供体制など)

(2) 参加の範囲等

都道府県単位の地域医療構想調整会議の参加者は、各構想区域の地域医療構想調整会議の議長、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者とすること。なお、会議の運用に当たっては、既存の会議体の活用等、効率的に運用することとして差し支えない。

2. 都道府県主催研修会について

(1) 都道府県主催研修会の開催

都道府県は、地域医療構想の進め方について、各構想区域における地域医療構想調整会議の参加者や議長、事務局を含む関係者間の認識を共有する観点から、研修会を開催すること。なお、都道府県医師会等の関係者と十分に協議を行い、共催も含め、より実効的な開催方法について検討すること。

(2) 研修内容

研修内容には、厚生労働省医政局地域医療計画課が実施する「都道府県医療政策研修会」等を参考に、行政からの説明、事例紹介、グループワーク等を盛り込むこと。その際、行政からの説明や事例紹介の実施に当たり、厚生労働省の担当者を派遣することが可能であるので、適宜相談されたい。

(3) 対象者

研修会の対象者には、地域医療構想調整会議の議長、その他の参加者、地域医療構想調整会議の事務局担当者を含めること。

(4) その他

研修会の開催経費については、地域医療介護総合確保基金を充当して差し支えな
いこと。

3. 「地域医療構想アドバイザー」について

各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示といった地域医療構想調整会議の事務局が担うべき機能を補完する観点から、厚生労働省において、「地域医療構想アドバイザー」を養成する。

「地域医療構想アドバイザー」は、地域医療構想の進め方に関して地域医療構想調整会議の事務局に助言を行う役割や、地域医療構想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言を行う役割を担うこととし、厚生労働省は、都道府県の推薦を踏まえて都道府県ごとに「地域医療構想アドバイザー」を選出した上で、その役割を適切に果たせるよう、研修の実施やデータの提供などの技術的支援を実施する。

都道府県は、「地域医療構想アドバイザー」と連携しながら、地域医療構想の達成に向けた検討をすること。なお、「地域医療構想アドバイザー」の活動に係る経費については、地域医療介護総合確保基金を充当して差し支えない。

また、「地域医療構想アドバイザー」の選出に係る手続き等については、別途、具体的な内容を示すこととする。

4. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針に関する協議の進め方について

2月7日付け課長通知においては、全ての医療機関について、地域医療構想調整会議において、遅くとも平成30（2018）年度末までに平成37（2025）年に向けた対応方針を協議するよう示したところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）においては、地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に継いで集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進することが求められている。

このため、都道府県は、本年度末までに全ての医療機関について地域医療構想調整会議において協議を開始し、具体的対応方針について速やかに合意できるよう、個別の医療機関としての協議を未だ開始していない医療機関について、平成29年度の病床機能報告における6年後及び平成37（2025）年の病床機能の予定に関するデータを平成37（2025）年に向けた対応方針とみなして地域医療構想調整会議で共有し、協議を開始すること。

なお、新公立病院改革プラン又は公的医療機関等2025プランを未だ策定していない医療機関や、その他の医療機関であって当該医療機関として担うべき役割や機能を大きく変更する医療機関の場合には、上述の協議と並行して、各プラン又は事業計画の策定を促すこと。

また、地域医療構想を策定する以前から地域の関係者の同意を得て、現に進行している医療機関の再編・統合計画等についても、速やかに地域医療構想調整会議で協議し、合意を得ること。